

○許可証の書換え（第4条第2項による届出の場合に限る。）

第8条第2項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処分の概要	許可証の書換え
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第12条（許可証の書換えの申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全 刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室